

令和2年 第1回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年3月9日
1. 開催場所 西予市議会第1委員会室
1. 開 会 令和2年3月9日  
午前 8時58分
1. 散 会 令和2年3月9日  
午前11時36分
1. 出席委員  
委員長 宇都宮 久見子  
副委員長 小野 正昭  
委員 中村 一雅  
委員 山本 英明  
委員 小玉 忠重  
委員 森川 一義  
委員 藤井 朝廣
1. 欠席委員  
なし
1. 出席説明員  
(建設部)  
建設部長 清水 昭広  
上下水道課長 松下 徳隆  
上下水道課長補佐 大塚 修司  
上下水道課長補佐 上甲 敬一  
建設課長 三瀬 文丈  
建設課長補佐 高橋 克也  
建設課長補佐 水野 直樹  
建設課係長 宮本 勘滋  
建設課係長 安田 司  
(支所)  
明浜支所産業建設課長 網干 健二  
明浜支所産業建設課長補佐 中村 吉次郎  
野村支所産業建設課長 辻 信一  
城川支所産業建設課長 藤川 忠男  
三瓶支所産業建設課長 浅野 幸彦  
三瓶支所産業建設課長補佐 江尻 金哉
1. 出席議会事務局職員  
書記 大内 俊二
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会議の経過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

議案第3号 西予市県条例水道等基金条例制定に  
ついて

議案第19号 西予市営住宅管理条例の一部を改正  
する条例制定について

議案第20号 西予市給水条例の一部を改正する条  
例制定について

議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算

議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業  
特別会計予算

議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算

議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計  
予算

議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会  
計予算

開会 午前8時58分

○小野副委員長

おはようございます。それでは、これより令和2年第1回定例会の産業建設常任委員会を開会いたします。開会の前に携帯電話等ないと思いますが、それでも使用はご遠慮ください。開会に当たりまして委員長がまず挨拶をいたします。

○宇都宮委員長

(宇都宮委員長が挨拶を行う)

○小野副委員長

次に清水建設部長より挨拶をお願いいたします。

○清水建設部長

(清水建設部長が挨拶を行う)

○小野副委員長

審査に入る前に、恒例でありますけれども注意事項をいたしております。発言される方は挙手の上、委員長の許可を求めて発言をしてください。これから先、委員長が進行いたします。

委員長、お願いします。

【上下水道課】

○宇都宮委員長

それでは、「議案第3号 西予市県条例水道等基金条例制定について」を議題といたします。松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

それでは、「議案第3号 西予市県条例水道等基金条例制定について」を御説明申し上げます。

本条例は、愛媛県条例水道等事業の円滑な運営に要する経費の財源に充てる基金を設置するために制定するものであります。令和2年度から西予市簡易水道事業が特別会計から企業会計に移行するに当たり、簡易水道より少ない給水人口100人以下の水道事業である県条例水道等について、従来、西予市地域簡易水道特別会計財政調整基金条例により、積み立てられた基金を本条例に基づき、基金として積み立て運用するものであります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山本委員

基本的なこと、初歩的なことすみません。金額はどのくらいあるんでしょうか。

○松下上下水道課長

はい、お答えします。今回、西予市県条例水道として積み立てる基金の金額は3260万2000円あります。

○山本委員

その金額で西予市内全部の条例水道への基金ということになるわけですか。

○松下上下水道課長

この基金につきましては主に野村地区における条例水道とか、飲料水供給施設、共同給水施設、各地元の組合で持たれている金額になります。

○宇都宮委員長

ほかにございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第3号 西予市県条例水道等基金条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案のとおり可決することに決しました。

それでは、「議案第20号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。松下課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

次に、「議案第20号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。現行制度は新規の指定のみで、廃止等の実態が反映されづらいため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入するものとして、更新手数料を1万円としております。以上、御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時6分)

○宇都宮委員長

それでは再開いたします。(再開 午前9時7分)

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。「議案第20号 西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」原案に

賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて審査を進めてまいります。「議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」「議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算」「議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算」「議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会計予算」以上4議案につきましては、これから個別に審査を行いますが、いずれも一般会計との関連があるため、「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」との関連箇所を交えながら、1議案ずつ質疑採決を行うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではまず初めに「議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(上下水道課所管分)との関連部分を交えつつ、説明を求めたいと思います。松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(上下水道課所管分)、「議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

農業集落排水事業の予算は宇和地区の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間、野村地区の長谷、岡成、阿下の10処理区の農業集落排水事業と明間地区の浄化槽市町村整備事業における維持管理業務のほか、公債費の償還に関する予算であります。

農業集落排水事業特別会計予算書の123ページをお開きください。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6958万円と定めております。第2条では企業会計移行に伴う資産調査及び評価業務委託の債務負担を設定しております。第3条では地方債を設定しております。それでは、予算の詳細について御説明申し上げます。131ページをお開きください。歳入についてですが、1款事業収入、1項1目使用料では、1節農業集落排水施設使用料として、現年度分、過年度分、合わせて9724万5000円、2節合併浄化槽施設使用料として55万円、合計で9779万5000円を計上

いたしております。前年度と比較して71万1000円の増額を見込んでおります。2款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金では100万円の加入負担金を計上しております。4款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業県補助金では県補助金700万円を計上しております。これは、多田地区及び明間地区における施設の機能診断調査及び最適化整備構想策定に関する補助金であります。

132ページをお開きください。6款1項繰入金では1目農業集落排水事業繰入金として、施設管理費分8186万8000円、市債元利償還金分1億6859万4000円、合計で2億5046万2000円。2目浄化槽市町村整備推進事業繰入金として、施設管理費分52万1000円、市債元利償還金分69万2000円、合計で121万3000円。繰入金全体では2億5167万5000円を一般会計から繰り入れることとしております。前年度と比較して1703万8000円の減額となっております。この一般会計繰入金2億5167万5000円につきましては、一般会計の当初予算にも計上されております。

一般会計予算書の123ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の事業概要の欄ですが、上から3番目に農業集落排水特別会計繰出事業で同額の2億5167万5000円が計上されており、124ページの27節繰出金で執行される予定です。

再度、農業集落排水事業特別会計予算書の132ページへお戻りください。7款1項1目繰越金は前年度同額の51万円、9款1項市債、1目農業集落排水事業債は下水道事業債1160万円を計上しております。令和2年度における企業会計移行に伴う資産調査及び評価業務に充当する予定です。

次に、歳出の詳細について御説明申し上げます。133ページをごらんください。1款事業費、1項1目施設管理費では1億9929万4000円を計上しております。内訳としましては右側の事業概要の欄になりますが、処理区ごとに永長445万5000円、神野久1742万4000円、田之筋2145万2000円、中川2479万4000円、石城2504万5000円、長谷122万9000円、岡成203万1000円、阿下112万円、明間浄化槽108万1000円、多田2593万円、明間974万5000円であり、ほかに2名分の職員給与費1592万4000円、2名分の会計年度任用職員給与費539万7000円、庶務事業として事務を行う上での経常的

経費及び臨時的経費として、宇和、野村合わせて3167万7000円、農業集落排水企業会計移行事業1199万円をそれぞれ計上しており、前年度と比較して3441万2000円の増額となっております。主なものとしましては、10節需用費のうち光熱水費3417万1000円、修繕料2519万円、134ページを開いていただきまして、12節委託料のうち、機械、機器の保守点検など、施設設備管理委託料3498万2000円、その他委託料として汚泥運搬委託料など2229万7000円、機能診断調査委託料1032万2000円、企業会計移行に伴う施設の資産調査委託料1162万7000円などであります。

135ページをお開きください。2款1項公債費では元金利子合わせて1億7028万6000円を計上いたしております。前年度と比較して3213万9000円の減額となっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」（上下水道課所管分）はこれから審議する他の議案との兼ね合いも出てまいりますので、採決は最後に行わせていただくこととし、ここでは、「議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」の採決を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時19分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前9時19分）

お諮りいたします。「議案第44号 令和2年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、「議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算」を議題といたします。一般会計との関連部分も交えつつ、松下課長へ説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

次に、「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」（上下水道課所管分）、「議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算」につきまして、関連がございますので一括して御説明申し上げ

げます。

水道事業の予算につきましては、市内の明浜・宇和・野村・三瓶地区の上水道給水区域、給水戸数約1万5240戸の皆様への給水事業に関する予算となっております。それでは、令和2年度予算について御説明申し上げます。なお、公営企業会計予算書1ページからの総則につきましては、本議会の提案理由で御説明いたしておりますので省略させていただきます。収益的収入及び支出、また資本的収入及び支出の詳細について事項別明細書で御説明申し上げます。

公営企業会計予算書の30ページをお開きください。収益的収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道料金として、6億3360万円を計上しております。前年度と比較して1360万円の増額を見込んでおります。3目その他の営業収入では、1節材料売却収益から4節雑収入まで合わせて950万6000円とし、1項営業収益全体では、6億4310万6000円としております。2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金の預金利息で8万7000円、2目水道加入金で559万9000円、3目補助金一般会計からの補助金664万5000円を計上しております。

31ページをお開きください。同じく2項営業外収益における6目長期前受金戻入につきましては8844万9000円、前年度比較では282万6000円の減額、8目雑収入では659万3000円、前年度比較では122万9000円の増額、2項営業外収益全体では1億737万3000円としております。3項特別利益は2目過年度損益修正益として4万円を計上しております。

続いて、収益的支出の詳細について御説明申し上げます。32ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では1億5011万4000円を計上し、前年度と比較しますと203万2000円の減額を見込んでおります。

費用の主なものとしては、33ページをお開きください。25節動力費4152万、33節受水費6519万7000円などなどであります。2目配水及び給水費では1億1209万1000円を計上し、前年度比較で1098万7000円の増額としております。

費用の主なものとしましては、34ページをお開きください。18節委託料2544万6000円、量水器取替委託料、水道管路図補正委託料などあります。21節修繕費2190万5000円、給排水量水器の修繕

などであります。25節動力費3660万円電力料金、27節材料費1430万円などであります。

35ページをお開きください。4目総係費では、1億3668万8000円を計上し、前年度比較では、58万3000円の増額としております。この総係費は経常的・事務的経費が主なものであり、職員13.8名分、会計年度任用職員6名分の1節給料5647万1000円、2節手当等2472万7000円、5節福利厚生費2585万8000円などであります。

37ページをお開きください。5目減価償却費、建物から工具器具及び備品まで合わせて2億8271万8000円を計上し、前年度予定額と比較して、856万5000円の減額としております。

38ページをお開きください。6目資産減耗費では、1節固定資産除却費、2節たな卸資産減耗費、合わせて3395万4000円、7目その他営業費用では材料売却原価として16万円を計上しております。

32ページに戻っていただきまして、今まで説明しました1項営業費用の全体では、本年度額7億1572万5000円となり、前年度額7億1478万8000円と比較しますと、93万7000円の増額となっております。

再度、38ページをお開きください。続きまして、同じく1項水道事業費用における2項営業外費用について御説明申し上げます。1項支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息2707万1000円と、4項消費税及び地方消費税1000万円、合わせて3707万1000円を計上しております。3項特別損失では95万円の過年度損益修正損を計上しております。39ページをお開きください。資本的収入及び支出の詳細について御説明申し上げます。資本的収入につきましては、1款資本的収入、1項負担金、2目他会計負担金では、一般会計からの消火栓設置に係る工事負担金160万円を計上し、前年度比較で60万円の増額としております。2項1目企業債では、5000万円の上水道事業債を予定しており、前年度より3000万円の増額となっております。今年度事業であります、三瓶給水区域津布理浄水場整備事業への財源として計上いたしております。3項補助金、1目国庫補助金5011万6000円を計上しております。これは、宇和給水区域下川浄水場災害復旧工事及び三瓶給水区域津布理浄水場整備事業に充当するものであります。3目他会計補助金は一般会計からの補助金6037万9000円を予定しております。

内訳につきましては、3ページをお開きください。総則の第9条のうち、4号企業債元金償還補助1637万9000円と、5号建設改良費補助4400万円であります。再度、39ページをお開きください。4項1目出資金では、津布理浄水場整備事業に係る一般会計出資金を事業費の3分の1として、5536万7000円計上いたしております。

40ページをお開きください。資本的支出の詳細について御説明申し上げます。支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目総配水等施設費では、18節委託料1353万9000円、34節工事請負費3億1965万5000円の合計3億3319万4000円を予定しております。前年度の予定額と比較しますと、1億4252万3000円の増額による事業を計画しております。

令和2年度の主な事業といたしましては、1ページをお開きください。総則の第2条の4号に掲載されております三瓶給水区域の津布理浄水場整備事業1億6610万円、宇和給水区域の下川災害復旧事業6440万円などであります。限られた予算の中で、計画的な施設改良に取り組んでいく予定であります。

再度、40ページをお開きください。2項1目企業債償還金では、企業債元金として9858万3000円を計上しております。前年度と比較しますと52万円の減額となっております。

41ページをお開きください。1項1目たな卸資産購入限度額を貯蔵材料・貯蔵量水器、合わせて1560万円を予定しております。

最後に一般会計予算書の116ページをお開きください。4款衛生費、4項1目水道費、27節繰出金のうち、水道事業会計繰出事業として、1億2676万円2000円が計上されております。この繰出金につきましては、これまで説明いたしました水道事業会計予算のうち、児童手当・基礎年金拠出金・企業債元利償還金・建設改良費・出資金・消火栓維持管理費で受け入れ、充当することとしております。以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○山本委員

公営企業会計予算書の30ページの水道加入金は

営業外収益の。一戸当たり何円ぐらいで計算されておるんですか。30ページの営業外収益の2番目の水道加入金。

○松下上下水道課長

水道の加入金につきましては、消費税込みで家庭用の一般的な13ミリで3万3000円となっております。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小野副委員長

1ページのね、2条の4項、津布理浄水場整備事業の1億6610万円の今までの経過ですね、これ買収面積確か、3筆って聞いたんですけどね、今までの経過と今後の計画がわかれば、答弁願いたいんですがね。

○松下上下水道課長

津布理浄水場の整備につきましては、現在整備敷地造成を発注されております。工事自体は4月ぐらいから入れられるというふうに聞いてはおるんですが、7月末を目指して、敷地造成のほうを行うというふうに聞いております。あと、詳細につきましては、後ほど書類にして、提出させていただいたと思います。

○小野副委員長

買収面積はわからなかったから、後から教えてもらうのはかんまんのやけれども、今、課長のお話では7月に工事に入る言われましたよね。いわゆる、梅雨明けですよ。私の聞き間違いかわかりませんが。

○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時37分)

○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前9時41分)

○松下上下水道課長

委員の御質問されました、津布理浄水場の買収面積ですが1,157平方メートルとなっております。

○小野副委員長

そしたら、その詳細は報告するというんですけども、今後の計画あたりは後から報告してもらえるわけですか。

○清水建設部長

全体事業として、5億6900万円ほどの事業計画にしておりまして、令和2年度今造成を発注しております。令和2年度に浄水場の建屋関係を整備していった、令和3年度に浄水する設備、紫外線

の装置を令和3年度に装備するような計画であれば令和3年度末には完成したいかなと思っております。以上でございます。

○藤井委員

今の関連やけど、全体の設計、調査はできとるん。

○清水建設部長

今の概算の設計はできております。詳細については、発注前にもう1回詰めるような形です。以上です。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。(委員長交替)

○宇都宮委員

36ページの委託料についてなんですけど、検針委託料についてですけど、これどこに委託されて、大体何人ぐらいの方で賄われてるもんなんですか。

○松下上下水道課長

検針の委託につきましては、明浜で5名、宇和で5名、野村で8名、三瓶で3名の方に委託をして、検針していただいております。

○小野副委員長

暫時休憩します。(休憩 午前9時44分)

○小野副委員長

再開します。(再開 午前9時45分)

○宇都宮委員

この検針なんですけど、何年か前から2カ月に1回の検針に変わったと思うんですけども、これで1カ月に1回の検針のときと、2カ月に1回になってどれぐらいその金額的には変わったもんなんですか。

○松下上下水道課長

物理的に半分になりますので、金額的には半額ということになります。

(委員長交代)

○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

「議案第45号 令和2年度西予市水道事業会計予算について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、「議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算」を議題といたします。一般会計との関連部分も交えつつ、松下課長へ説明を求めます。

## ○松下上下水道課長

「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(上下水道課所管分)、「議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算」につきまして、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

簡易水道事業の予算につきましては、市内の宇和・野村・城川地区の給水人口101人から5,000人までの簡易水道事業33事業、給水戸数約2,380戸を対象にした事業予算となっております。それでは、令和2年度予算について御説明申し上げます。

なお、公営企業会計予算書43ページからの総則につきましては、本会議の提案理由で御説明いたしておりますので省略させていただき、収益的収入及び支出、また、資本的収入及び支出の詳細について、事項別明細書で御説明申し上げます。

公営企業会計予算書の69ページをお開きください。まず、収益的収入につきましては、1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では水道料金5680万円を計上しております。3目その他の営業収益では、2節他会計負担金から、4節雑収入収益まで合わせて158万9000円とし、1項営業収益全体では5838万9000円としております。2項営業外収益では、2目水道加入金6万6000円、3目補助金、1節他会計補助金、一般会計からの補助金3082万6000円。6目長期前受金戻入3681万2000円、8目雑収益316万5000円を計上しております。

続いて、収益的支出の詳細について御説明申し上げます。70ページをお開きください。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では1328万6000円を計上しております。費用の主なものにつきましては、21節修繕料444万7000円、32節負担金523万7000円、南予地域水道水質検査協議会負担金などであり、2目配水及び給水費では、1971万3000円を計上いたしております。

費用の主なものとしましては、71ページをお開きください。21節修繕料1104万8000円などであり、4目総係費では、5394万7000円を計上いたしております。職員3名分の1節給料1242万5000円、2節手当等479万2000円、72ページをお開きください。

5節法定福利費585万3000円、18節委託料2688万4000円、施設の維持管理委託料であります。73ページをお開きください。5目減価償却費につきましては、建物構築物機械及び装置で5387万5000円

を計上いたしております。

74ページをお開きください。6目資産減耗費では、固定資産除却費として100万円を計上しております。

70ページに戻っていただきまして、今まで説明いたしました1項営業費用全体では1億4182万1000円としております。

再度、74ページをお開きください。同じく1款簡易水道事業収益における1項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息151万4000円、3目消費税及び地方消費税296万5000円、合わせて447万9000円を計上しております。3項特別損失では、5目その他特別損失として、消費税額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額などで435万3000円を計上いたしております。次に資本的収入及び支出の詳細について御説明申し上げます。

75ページをお開きください。資本的収入ですが、1款資本的収入、3項補助金、3目他会計補助金、一般会計補助金として、元金償還補助金及び建設改良費補助金620万1000円を計上いたしております。

76ページをお開きください。資本的支出について御説明申し上げます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目総配水等施設費、34節工事請負費593万円を計上しております。西山田・明間・中筋簡易水道における配水管布設替工事及び送水ポンプ取替工事などであり、2項1目企業債償還金、1節企業債元金として1304万3000円を計上いたしております。

77ページをお開きください。1款1項1目たな卸資産購入限度額を貯蔵材料200万円計上いたしております。一般会計負担金及び補助金に関しましては、69ページの資本収益的収入における一般会計負担金155万4000円、消火栓維持管理費補助一般会計補助金3082万6000円、人件費、修繕費補助など、資本的収入における一般会計補助金620万1000円、企業債元金償還補助など合計3858万1000円であります。

一般会計予算書の116ページをお開きください。4款衛生費、4項1目水道費、27節繰出金のうち簡易水道事業会計繰出事業として、同額の3858万1000円が計上されております。水道事業で最後になりますが、給水人口100人以下の県条例水道等の65事業、給水戸数約800戸を対象にした事業予

算について御説明申し上げます。

一般会計予算書の116ページをお開きください。支出につきましては、4款衛生費、4項1目水道費、事業概要の3段目と4段目県条例水道等施設整備事業5764万円、県条例水道等維持管理事業2574万5000円ですが、施設整備事業の主なものは、12節委託料、測量設計監理委託料950万円、14節工事請負費5584万円のうち4814万円、野村地区河成飲料水供給施設の測量設計監理委託料及び工事請負費であります。河成飲料水供給施設の将来的な隣接上水道への統合のため老朽施設の更新事業であります。維持管理事業の主なものは、10節需用費の修繕料550万6000円、12節施設設備管理委託料475万円などがあります。

213ページをお開きください。13款諸支出金、2項1目基金費、県条例水道等基金事業として3260万2000円を積み立てることにしております。これは県条例水道等事業の円滑な運営に要する経費の財源に充てるためのものであります。

収入につきましては、18ページをお開きください。11款分担金及び負担金、1項分担金、4目衛生費分担金、1節水道費分担金、県条例水道等整備事業費分担金454万7000円。

19ページをお開きください。12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、2節水道使用料1069万2000円。

34ページをお開きください。15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子、県条例水道等基金利子2,000円。

37ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、39目県条例水道等基金繰入金551万9000円。18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金3億3328万8000円のうち、県条例水道等繰越金3328万8000円。

42ページをお開きください。19款諸収入、5項4目雑入、4節衛生費雑入、県条例水道雑入31万8000円。

46ページをお開きください。20款市債、1項市債、9目衛生債、3節水道債4850万円を予定しております。河成飲料水供給施設整備費に充当するものであります。以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑

を行います。質疑はありませんか。

#### ○山本委員

簡易水道の加入金なんですが69ページの2の2、6万6000円予定されてますけど、上水道は1戸あたり13ミリ3万3000円っていわれたんですけど、簡易水道はまた予算が違うわけですか。

#### ○松下上下水道課長

簡易水道の加入金につきましては、各組合で決められておりますので、こちらから決めておる金額ではございません。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○山本委員

一般会計の116ページの水道費で県条例水道の施設設備事業なんですけど予算組まれて、野村河成地区、上水道への組み替えとかいうのは、控除されるということなんですけど、そのほかの条例水道の組合が65事業、我々のところもそうなんですけども、入るとるとこあるんですよ。条例水道の組合が例えばこういう工事をしたいんだが補助とかいうようなことに申し入れれば、補助出してもらったりはできるわけですか。もう受益者負担で受益者だけでやれということですか。

#### ○松下上下水道課長

各条例水道等で工事をされる場合は、市から工事費用の10%の補助、建設改良費補助ということで出すようになっております。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

「議案第46号 令和2年度西予市簡易水道事業会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（午前 10時3分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（午前10時4分）

続きまして、「議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会計予算」を議題といたします。一般会計との関連部分も交えつつ、松下課長へ説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」（上下水道課所管分）、「議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業会計予算」につきまして、

関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

公共下水道事業の予算につきましては、市内の宇和・野村地区の公共下水道整備区域の接続人口6,075名の皆様を対象にした施設管理事業及び今後の施設整備事業に関する予算であります。それでは、令和2年度予算について御説明申し上げます。

なお、公営企業会計予算書79ページからの総則につきましては、本議会の提案理由で御説明いたしておりますので省略させていただき、収益的収入及び支出また、資本的収入及び支出の詳細について、事項別明細書で御説明申し上げます。

公営企業会計予算書の105ページをお開きください。まず、収益的収入につきましては、1款下水道事業収益、1項営業収益では、1目下水道使用料で1億505万9000円を計上しております。9目その他営業収益では、1節手数料、3節雑収益、合わせて3万6000円とし、1項営業収益全体では1億509万5000円としております。2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金の預金利息で1000円、2目他会計負担金では、分流式下水道等に要する経費など一般関係負担金として1億7852万4000円、3目他会計補助金では企業債償還利息及び経営基盤強化補助金として、一般会計補助金6196万6000円を計上しております。また、5目長期前受金戻入につきましては、1億5326万6000円としております。

続いて、収益的支出の詳細について御説明申し上げます。106ページをお開きください。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費では2760万5000円を計上しており、費用の主なものとしては、15節光熱水費387万3000円電気代、19節委託料782万5000円下水道台帳整備委託料及び中継ポンプ施設維持管理委託料など、22節修繕費1430万円などであります。

107ページをお開きください。3目処理場費では9815万5000円を計上しており、費用の主なものとしては、15節光熱水費1490万6000円電気代、19節委託料5396万2000円処理場維持管理、汚泥運搬及び処分など、22節修繕費2259万8000円などあります。

108ページ109ページをお開きください。4目総係費では3813万6000円を計上しており、費用の主なものとしては職員2.5人分の1節給料985万5000円、2節手当等397万4000円、6節法定福利費

450万3000円、19節委託料1283万6000円下水道使用料徴収事務及び経営戦略策定業務などあります。

110ページをお開きください。5目減価償却費では建物、構築物、機械、装置、工具器具及び備品など減価償却費2億8584万3000円を計上しております。

106ページに戻っていただきまして、今まで説明しました1項営業費用の全体では、本年度予定額4億4973万9000円となります。

再度、110ページをお開きください。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、50節企業債利息4031万円と54節消費税及び地方消費税500万円、合わせて4531万円を計上しております。3項特別損失、5目その他特別損失では、579万1000円を計上しております。続きまして、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

111ページをお開きください。資本的収入につきましては、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良費などの財源に充てるための企業債として下水道事業債及び過疎対策事業債を同額で合計7820万円、2項出資金、1目他会計出資金として一般会計出資金2億322万7000円、3項補助金として、1目国庫補助金5000万円、3目他会計補助金、経営基盤強化補助金として、一般会計補助金1737万9000円、4項分担金及び負担金、2目受益者分担金、1510万7000円を計上しております。

112ページをお開きください。資本的支出につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠整備事業費として、32節工事請負費1億5500万円。6目建設改良事務費、職員3名分の人件費として、1節給料947万1000円、2節手当等360万円、6節法定福利費430万8000円、21節賃借料450万円積算システム賃借料を計上しております。2項1目企業債償還金では2億457万5000円を計上しております。

最後に、一般会計予算書の157ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費、2目公共下水道費、公共下水道事業会計繰出事業として4億6109万6000円が計上されております。23節投資及び出資金2億322万7000円は、資本的収入における一般会計出資金であり、27節繰出金2億5786万9000円は、収益的支出における一般会計負担金及び一般会計補助金、資本的支出における一般会計補助金の合計となっております。

次に下水道関連で一般会計で予算計上されている事業について御説明申し上げます。一般会計予算書の156ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費、7目雨水公共下水道事業費で1億7130万円を計上しております。前年度比較4930万円の増額であります。内訳としましては、12節測量設計など委託料として500万円、14節工事請負費1億6630万円を計上しております。三瓶町安土地区で本格的に工事に着手し、浸水被害の解消と軽減に努めてまいります。財源として、歳入について御説明申し上げます。

24ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（下水道）（防災・安全交付金）7000万円。

45ページをお開きください。20款1項市債、5目土木債、7節都市計画債の三瓶地区雨水公共下水道事業7000万円を予定しております。

下水道関連予算、最後になりますが、一般会計予算書の107ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費で浄化槽設置整備補助事業として、1503万7000円を計上一定いたしております。

109ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金で、50基分の浄化槽設置整備事業補助金1496万2000円を計上しております。財源としましては、24ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金732万1000円、29ページをお開きください。14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金の小型合併浄化槽設置整備事業費県補助金、224万3000円などを予定しております。以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○森川委員

企業会計の109ページ、経営戦略策定業務委託料はどういうところに委託されるんですか。今まで余り聞いたことないような。

#### ○松下上下水道課長

経営戦略策定業務につきましては、企業会計とかこれから企業会計に移る事業、つまり水道とか

ここで言います簡易水道、下水道、それらについて令和2年度中の策定を求められている業務であります。基本的にはもうコンサルタントのほうで策定していただくようになります。

#### ○中村委員

一般会計157ページの三瓶地区雨水公共下水道事業1億7130万円についてですけど、大雑把にどの地区をどこの工程までということとされるのかを教えてくださいたいと思います。

#### ○松下上下水道課長

三瓶地区の雨水公共下水道に関しましては、現在、測量設計業務案をほぼほぼ完了しつつあります。これから用地の買収とあわせて、工事を発注していくわけなんですけど、三瓶安土地区で工事を始めていきます。今回計画をいたしておりますのは学校の海側のところから、海に向けての区間、三瓶高校ですね。

#### ○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時20分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前10時25分）

#### ○小野副委員長

今の課長の雨水の件でね。買収っていうたわいな、安土地区の。安土地区の買収費やないんやないの。完了工事は市道通るんやから、公道通るんやから買収費やないんやないの。買収費は日吉崎のポンプ場やないの。だと私は思うんやけどね。これ年度に分けるんやが。今年度600万やな。6000万か。その買収はどこな、場所。私有地、私の土地。右なの左なの。

#### ○松下上下水道課長

小野委員御指摘のとおり、買収自体は日吉崎のポンプ場の敷地です。場所につきましては、旧三瓶支所の敷地の端になるんですが、今1件だけ住宅が建っております。その横に更地になった個人さんの土地があるのですが、この部分を買収するようにしております。

#### ○小野副委員長

それで場所はわかったんですけども、そうすると昔の名鉄さんやけどね。その土地をくぐるのか、駐車場のほうへ迂回して配水管を朝立川へ流すの。どういう工法になってるかな。

#### ○松下上下水道課長

市道のほうから旧支所の敷地のほうに入っていて、そこにポンプ場をつくります。そこから、川

のほうに向いて排水するのですが、今ある管では許可がおりなくて、どっちかという支所の敷地の中側に少し入ったところから排水するようになります。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑ありませんか。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第47号 令和2年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

最後に、議案第44号から議案第47号にかけて、あわせて説明が行われた「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」（上下水道課所管分）ですが、これについての質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」（上下水道課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時30分）

### 【建設課】

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前10時43分）

「議案第19号 西予市住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

それでは、「議案第19号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」、御説明を申し上げます。今回の条例改正は、民法の一部を改正する法律の施行による賃貸借契約関係の規定等の見直しに伴い、国土交通省の公営住宅管理標準基準案が改正したことに伴い、当該基準を参酌しております本条例を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、滞納家賃の弁済に関する規定及び入居者の原状回復義務の規定が定められたことにより、敷金の取り扱い及び修繕負担の内容の規定を整備するとともに不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を年5%の固定利率から法定利率に変更するものでございます。既にデータで新旧対照

表をお送りいたしておりますので、ごらんください。

なお、右側赤文字が改正案でございます。まず第5条第1項中に当該災害の発生した日から起算して3年を経過していない者にあつては第4号という被災者が入居されるとき一般的な規定、入居基準でございますが、それが東日本大震災復興特別区域法に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法に規定する特定帰還者が、復興推進計画に記載された期間が満了するまでの間はということ入居の資格が認められるということを具体的な表現に変更されたところでございます。

次8条第2項中に2に規定するもの「のいずれかに該当する者」そしてまた「該当者を定める」を削るとなっております。これは表現の変更でございます。で、第10条第1項第1号中の、「近隣市町村」という表現を「近隣市町」「村」がないため「村」を削除させていただきました。

続いて第18条第5項の同条第4項とし、同条第3項中というところでございますが、「未納の家賃」という表現を、「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改めました。これ表現の変更でございます。同じく第3号、「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的数とする債務」、これ家賃のことでございます。「を履行しないとき」、これは払わないとき、すなわち、入居者が家賃を支払えないときはということございまして、「市はその敷金をその債務の弁済」すなわち家賃の納付でございますが、「に充てることができる。」ということでございます。「なお、その敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。」というのは、入居者は自分が払わない家賃のかわりに既に納付しておる敷金をから引いてくださいやとそういう請求はできませんよという意味でございます。

続いて第20条第1項については、市営住宅共同施設の修理に関する費用について、具体的に畳の表替え、ふすまの張りかえとかいう具体的な表現を削除しておるところでございます。

そして第20条第3項については、「第1項に掲げる修繕」、を「市営住宅の共同施設の修繕」、「同項」を「第1項」ということに改めております。これも表現の変更でございます。そして第

41条第3項に、「年5分の割合」、年5%の利率ということ、「法定利率」、これ民法改正に伴い、法定利率に改めるということでございます。法律では4月1日から、利率5%が3%になるわけでございます。御説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

#### ○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○藤井委員

これ家賃の件やけど、これは保証人は付いとんじゃないの。そっから請求することは今までなかったんですか。

#### ○三瀬建設課長

それぞれ今現行の条例では保証人2人をつけるということございまして、ほとんど保証人に請求する場合は入居された方が、もう滞納されたまま出て行かれたときについてございまして、まだここにおられる場合については不正入居された期間について、今の家賃とそして近傍同種家賃といいましてもし民間がこの住宅を建てるということになると、大体幾ら幾らになるという率がございまして、例えば、宇和の下鬼窪団地、平成2年に建っておるところでございますが、そこが近傍同種家賃が今4万5000円でございます。それに、立地係数とか規模係数、経年係数とか足した分の掛け合わせた率でいきますと、本来家賃が4万5100円の分が1万7700円になります。そういった、1万7700円と4万5100円の差額は不正入居したんだからくださいねということで請求するときに、法定利率を掛け合わせて請求しなければならないということになってくるわけです。ですから入居されてる間はそちらの方に入居者の方に請求するような流れになるわけでございます。

#### ○藤井委員

滞納は最高どのぐらい滞納するんですか。何カ月分ぐらい。大体でいいんですよ。

#### ○三瀬建設課長

この条例では3カ月以上の滞納というようになっておりますが、もうそれ以上にも何年も10数年、滞納された方もいらっしゃいますが、ちょっと今手元に無いので申し上げられません。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結

といたします。

お諮りいたします。「議案第19号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。(休憩 午前10時52分)

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前10時54分)

それでは、「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(建設課所管分)を議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬建設課長

それでは、「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(建設課所管分)について、御説明を申し上げます。まず歳出でございますが、予算書83ページをお開きください。

2総務費、9企画費、4卯之町はちのじ事業費、駅前エリア整備事業において、2231万4000円を計上しております。これは、卯之町駅前広場整備に伴う雨水暗渠排水整備工事費2200万円と関連の事務費31万4000円でございます。令和2年度の改良延長は68.1メートルの予定でございます。

続いて、151ページでございます。8土木費、1土木管理費、2急傾斜崩壊防災対策事業費、がけ崩れ防災対策事業でございます。本事業において4100万円を計上いたしております。内容といたしましては、測量設計委託料として8カ所分の400万円、そして、県補助の工事費、県補助分が3件で1300万円の工事請負費、あと市単独工事の2000万円、4件でございます。工事請負費でございます。

続いて151ページ、次のページをお願いします。8土木費、2道路橋梁費、1道路橋梁総務費、県営道路事業負担金事業において、県営道路負担金といたしまして、1351万円を計上するものでございます。これは令和2年度中に県が行う予定の道路事業の7%にあたる負担金を納付するものでございます。市内18カ所、事業費といたしましては1億9300万円の予定でございます。

次に8土木費、2土木橋梁費、2道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業におきまして、1億3658万6000円を計上するものでございます。これは旧町5町単位で道路維持にかかる工事請負費、修繕料、崩土除去、除雪などの重機借上料が主な経費で

ございます。

続きまして、市道朝立14・15・55号線道路維持修繕事業において、工事請負費4500万円を計上するものでございます。これは9月の定例会で測量委託費を可決いただいた分でございます。施工延長は460メートル、舗装面積は4,100平方メートルでございます。

続いて153ページをお開きください。8土木費、2道路橋梁費、3道路新設改良費、市道下高野子線改良事業において2950万円を計上するものでございます。これは測量設計委託料1232万円、工事請負費1320万円、土地購入費98万円、支障電柱移転補償費300万円を計上するものでございます。

続いてすてきな集落整備事業におきまして500万円を計上するものでございます。これは明浜町俵津地区の旧国道の排水改修工事でございます。改修延長は50メートルを予定しております。次に市道安尾線改良事業において、650万円を計上しております。内容といたしましては、測量設計委託料250万円、土地購入費200万円、物件補償金200万円でございます。

次に市道平岩線改良事業において3000万円を計上するものでございます。工事請負費として、令和2年度の施工延長は50メートルの改良工事でございます。続いて市道脇宮崎線改良事業において、工事請負費1000万円を計上するものでございます。これは国道378号、俵津のJAスタンド前から明浜地区グラウンドへ入る市道の改良工事でございます。改良延長は50メートルでございます。

次に市道上駄場クズノ川線改良事業におきまして、550万円を計上するものでございます。土地購入費として16筆、150万円。そして、移転補償費として400万円を計上しております。

次に市道朝立1号線改良事業におきまして、680万円を計上しております。内容といたしましては、測量設計委託料として畑かん施設、道路改良事業に伴うスプリンクラーの補償の関係の設計委託料を計上しているところでございます。なお令和2年度の道路改良橋梁補修工事につきましては、西予市管内図にそれぞれの路線を落としたものをお送りしておりますのでごらんいただければと思います。

続いて154ページをお願いいたします。8土木費、2道路橋梁費、5橋梁新設改良費、事業といたしましては橋梁長寿命化修繕計画策定事業でござい

ます。この事業におきまして測量設計委託料として2100万円を計上するものでございます。この事業は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、該当が三瓶地区、宇和地区、明浜地区の3地区でございます補助におきまして、80カ所、80橋の橋梁点検を行うようにしております。内訳といたしましては、三瓶地区が15橋、明浜地区が7橋、宇和地区が58橋でございます。

続いて、橋梁補修事業におきまして、7800万円を計上するものでございます。同じく、原発立地整備支援交付金でございますが、これの補助によりまして17橋17本の橋の詳細設計を行うため、測量設計委託料を4700万円計上しております。なお、補修工事2カ所、宇和の山崎橋と、三瓶の石崎橋、この2橋分の補修工事の工事費請負費として3100万円を計上しております。

続いて155ページをお願いいたします。8土木費、4港湾費、1港湾管理費、港湾施設長寿命化計画策定事業におきまして、610万円を計上しております。これは三瓶港の北側岸壁と東側岸壁の定期点検に伴う測量設計委託料610万円でございます。

続いて、157ページをお願いいたします。8土木費、6住宅費、1住宅管理費、地域住宅交付金事業におきまして、1億717万3000円を計上するものでございます。これは、社会資本整備総合交付金によりまして、一ノ瀬団地の建築の申請手数料73万8000円、そして実施設計委託料1475万8000円、工事請負費6380万円、これは造成工事の工事請負費を予定しております。あと、土地購入費2787万7000円、土地購入費でございます。なお、建築主体工事については令和3年度を予定しております。

続いて、民間建築物アスベスト対策事業でございますが、本年も1件分、補助及び交付金25万円を計上しております。これは全額、国の補助でございます。しかしながら、これまでちょっと実績がないのが現状でございます。続いて木造耐震化促進事業は1259万5000円を計上しております。内訳といたしましては、耐震診断技術者派遣の委託料を102万円。20件分でございます。あと診断補助金、耐震診断の補助金として、5件分の10万円を計上しております。あと耐震改修工事補助金、1件当たり114万が上限でございますがその10個分を、今予定しております。

続きまして住宅リフォーム事業でございますが、

補助金600万円を計画しております。続きまして、危険空家除却事業は補助金2800万円、35件分でございます。これも昨年と同規模でございます。

続いて158ページでございます。災害公営住宅整備事業でございますが、3645万3000円を計上しております。内訳といたしましては、太田団地建て替えに伴う太田団地と消防署裏のところの住宅の完成検査、今度は2年度中に完成予定でございますので、完成検査手数料の64万円、工事請負費として3581万3000円を見込んでおります。これは太田と消防署裏、両方の団地のフェンス工事、そして舗装工事、そして真砂土敷き均しとかを含んでおるところでございます。続いて小規模住宅地区改良事業に2億5120万6000円を計上しております。内訳といたしましては小規模住宅地区改良事業の公園緑地と道路の工事に係る実施設計として33,066万円、及び土地購入費として小規模住宅地区改良事業分が26筆、約5000平米でございます。そして都市防災事業の分が25筆、6,000平米ありますので全部で51筆の土地購入費、そしてまた市単独事業の部分、補助に対象にならなかった部分が13筆、2800平米でございますので、それらの合計で2億1800万円の土地購入費を計上しておるところでございます。続いてブロック塀等安全対策事業についてでございますが、補助金300万円、10件分を計上して昨年と同規模でございます。これは昨年9月に定例会で可決していただいて9月から予算化しておりまして、令和元年の実績といたしましては問い合わせが3件ございました。そのうちの1件が該当となって補助申請を受けて、改修してもらっておるところでございます。

続いて最後になりますが、予算書210ページをお願いいたします。11災害復旧費、6公共土木施設災害復旧費、1道路橋梁河川災害復旧事業（過年度分）でございます。において11億2649万円を計上するものでございます。これは、平成30年度の災害で入札不調が多数発生する現状によりまして令和元年度の予算を一時落とさせていただきまして、令和2年度に再度計上させてもらう分でございます。この災害の件数については17件分ございまして、工事請負費としては9億9157万6000円でございます。なお令和元年11月に査定を受けた分の災害復旧工事も9件ございまして、その額は1億1868万4000円、この両方を、ことし令和2年度に計上するところでございます。

以上、駆け足でございましたが令和2年度の当初予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○山本委員

157ページの危険空家除却事業35件分ことし予算いわれましたけど、去年の実績いうのか、それと今年度の予想というのかその辺はどんな感じになりますか。

#### ○三瀬建設課長

ただいまの御質問でございますが平成元年度の実績といたしましては受付が83件、そのうち対象となったのが59件ございました。その59件のうち、実施いたしましたのが33件ございます。

あと、令和元年度への繰越明許が昨年ございましたので、その分が10件分、災害対象ではありましたがその分が10件ございまして、結局、受付といたしましては93件を受け付けた中で、補助対象として事業実施していただいたのが43件でございます。なお今年度の予定でございますが、やはり国の補助県の補助も一緒に絡んでおりますので、昨年同様、35件の受付ということで、県のほうは口数を構えてもらうということを確認はしてもらっておるんですが、件数がいうことは常々県にもお願いしておりますので、できるだけ件数をふやしていただくよう今要望させてもらっております。

#### ○小野副委員長

課長関連質問としてね。空家対策の名称忘れたけど、審議会はことしはどういう計画になってるんですかね。

#### ○三瀬建設課長

今御質問いただきました小野委員も委員になっていただいておりますが、空家対策協議会、ことし特定空家という、なかなか今うちの担当といたしましても、空家の防止、ここは危ないんじゃないのということで市民の方から連絡いただいた分については、その所在、所有者の確認を今いろいろしておるところでございますが、どうしても所有者が判明しない件につきましては特定空家にやっぱ認定して、それで略式で行政代執行しないと市民の安全が守れないという件につきまして、今検討しておるところでございます。令和2年度

においては、空家対策協議会を開かさせていただいて御審議いただいたということで今準備しておるところでございます。

**○小野副委員長**

なぜその質問したかといいますとね、去年どうもそういうね、自主的なあれが少なかったと思うんですよ、協議会がね。委員には各方面の知識人も入ってるわけですからね。やっぱり充実した会議になるように努力してください。

**○宇都宮委員長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時12分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前11時16分）

ほかに質疑はありませんか。

**○中村委員**

予算書151ページ、市道朝立14・15・55号線道路維持修繕事業についてで質問いたします。これは宇和島バスの路線変更に伴って、三瓶の大街道から伊予銀、文化会館に抜けるカラー舗装の部分を修繕するのだと理解しています。これの工法と工期について教えていただけますかね。

**○宇都宮委員長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時17分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前11時18分）

**○三瀬建設課長**

三瓶朝立14・15・55号線の改良工事につきましては、今おっしゃったとおり令和2年4月以降に工事をするように計画しておるところでございます。ちょうど三瓶産業建設課長がおりますので交替をさせていただきたいと思っております。

**○浅野三瓶支所産業建設課長**

三瓶の産業建設課の浅野です。それで私から、中村委員の御質問にお答えしたいと思います。工期、工法ということでございますけれども、工法をまず説明させていただきたいと思っております。工法につきましては塗装工と排水工を予定いたしております。

それから工期につきましては、おおむね6カ月を想定しておりますけれどもただいま、現状の業者の持ち分がかなりありますので、そこにつきましてはちょっと不明で遅れる可能性も含んで、大体想定はさせていただいております。以上でございます。

**○中村委員**

今あるカラー舗装、塗装がぼんぼん外れて非常に自転車なんか通るときに危険だみたいな、住民の苦情があります。次にあそこを舗装するときにはそういうことがないように配慮するみたいなことを以前に御説明で伺ったんですけど、工法を聞いたのはどのような工法にするのか、以前の小野委員が排水を考えて吸水が整うようなものにしてはどうかみたいな御提案もあったように思います。そういうところをもう少し深く、決まっていたら教えていただけますかね。

**○浅野三瓶支所産業建設課長**

中村委員のお答えしたいと思います。御承知のとおり、現在透水性は強いですが、強度が弱いということで小石が実際ちょっと出てる、剥がれてるという状況になってます。そこを解消させるため、基本的にはアスファルトに変更させてもらったらと思います。ただし、やはり排水の関係もございますので、そこは当然排水工の中で、今の排水をもう少し大きいというとおかしいですけどもそこに全面改修する予定を合わせて進めるようにいたしております。以上でございます。

**○中村委員**

4月から宇和島バスが走るようになる、大型車両が走るようになると、そこを一遍にすると舗装することは比較的スムーズにいくのかなという懸念があるんですが、そこら辺はどのようなことに計画されていますか。

**○浅野三瓶支所産業建設課長**

そこは私どもも危惧してるところです。本来なら令和2年4月1日までに工事を終わらせるのが本来、望ましい形だったと思っておりますけれども、どうしてもちょっと、誤差が出ております。基本的にはその部分を考慮しながら、時期を適切に判断しながら、先ほど申しましたように舗装工と排水工の発注の仕方もありますけれども、多分、排水工のほうが先、あとに舗装となりますけど、その区間も、十分検討しながら、バス運行に支障がないように、また市民の方々に迷惑にならないように詰めていきたいと思っております。以上です。

**○小野副委員長**

その関連質問でね、私は黒舗装でも浸透性のある黒舗装というようなことで、要望しとったんですけども今回、単なる黒舗装でそうなった場合は排水を十分注意をしてくれというお願いしとっ

たら排水工の改修をするということで、そこまで配慮していただいているのでこれは評価をしてありがたいなと思います。それと確かに先ほど工期が6カ月ということを言われましたけども、既に発注をされてるのか、これから発注するのか、するんであればいつの発注なのかそれが1件と河川維持事業154ページの2目河川維持費1480万円、この事業内容をまずお聞きしたいのと、それから次のページの港湾管理費の港湾長寿化…610万円、三瓶港の北東の定期点検というのがありましたけれども、これ場所はどこなのか。併せて3点お願いをします。

#### ○浅野三瓶支所産業建設課長

今の小野委員の質問から1点目につきまして、私から御説明をさせていただきます。現在、9月補正にて測量設計委託業務の可決していただきまして、今、コンサルの成果品待ちの状態でございます。3月末までには届く予定になっておりますので、それを受けてという形になりますけれども一応それをなるべく早い時期に入札はさせていただきます。ただ、今の状況では多分、6、7月ぐらいになるんじゃないかと想定いたしております。以上でございます。それでは2点目3点目につきましては、担当が変わります。以上です。

#### ○宇都宮委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時26分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前11時27分）

#### ○三瀬建設課長

先ほど申されました御質問でございますが、河川維持事業の内訳についてお答えいたしたいと思っております。

河川維持事業でございますが、5町分の河川維持事業ということでございまして、内訳といたしましては、重機借上料、そしてあと、河川の草刈り補助金ということで、3月の補正予算を認めていただいたときにも減額いたしました。1件当たり6万円の行政区といたしますか、1団体6万円が上限でございまして22団体の補助金を予定しておりますところでございます。

同じく明浜地区におきましても河川の修繕料ということで200万円、重機借上料200万円、そして河川維持修繕工事といたしまして200万円を計上してあります。

続いて野村地区でございますが、野村も重機借

上料ということで60万円、そして工事請負費ということで4カ所で190万円の工事請負費を計上しております。

続いて城川でございますが、工事請負費ということで250万円、これは小規模修繕で5カ所分を見っております。

そして三瓶地区におきましては、修繕料ということで40万円、重機借上料30万円、工事請負費ということで120万円を計上しておるところでございます。各旧町単位におきまして、河川の維持修繕にかかる費用、そしてまた特に宇和地区でございますが、河川の草刈りをやってもらってる組ですかね。そこに対しての補助金を計上しておるところでございます。そしてあと3つ目の質問でございますが、港湾施設長寿命化計画策定事業についてでございますが、場所をおっしゃったわけでございますが、北側岸壁というのはちょうどあの三瓶の港湾の、この前浚渫工事をやったところの土砂の荷下ろし場ということで選果場前の広場部分が北側の岸壁といたします。そして、東側岸壁というのが、三瓶潮彩館の西側のところの三瓶公園の、岸壁が東側岸壁といたします。これについては、ちょうど定期点検の時期が来ておりまして、まず、基準点測量をやった後、現地調査ということで、基準点測量ということで現地踏査、即興、整理計算、基準点計算とか、あと現地では目視検査とあと潜水調査をして、岸壁の北側、そして東側岸壁の今、現状の定期点検を行うようにしておるところでございます。

#### ○小野副委員長

課長、親切丁寧にありがとうございました。そこまでは聞く必要なかったもので、それだけでよかったんですけどね。ありがとうございました。それとあと、ちょっとお伺いしたいんですけどね、私なぜその河川維持事業を聞いたかといいますと、この内容が重機借上と河川の草刈りいいましたですよね。まず1点で1件6万円の重機の借上も6万円なのか、河川の草刈りも6万円なのかそこが1点と、それともう一つですね一昨年の水害でかれこれこの河川も河床高が上がってるわけですよ。これまた長雨が近づいてくるんで、早くやっぱりその河床掘削をしてもらわなきゃいけないと、また2次災害の恐れがあるんでそれをお聞きしたわけですよ。そこら辺を早く河床掘削をしていただいて2次災害、次の長雨とか大雨に対応で

きるような対策をしてもらいたいなど、このように思っておりますので是非そこらは精査をしていただきたいと思っております。

#### ○三瀬建設課長

先ほど申しました1件当たり6万円というのは宇和地区におきまして、地元の団体が河川の土端の草刈りとかをやっていたのでその分の件数、例年22件ございますが、そののやっていた分に対しての補助金の交付金が6万円でございます。1件当たり6万円ということでございます。そしてあと河川の管理でございますが、ほとんど県が管理の河川が主でございます、そのの上流において、県の河川台帳においてなかなか管理できてない部分については西予市で当然、管理をしなければなりません、その部分についてまた地元からの要請ございましたらまた現地に行って、また検討させてもらったらと思っております。

#### ○小野副委員長

三瓶の河川もほとんど県河川というのは承知してますんで、建設課としても部課長が西予土木に強く申請をして、早く解決するような、要請をいたしますか陳情してください。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はありませんか。

(委員長交代)

#### ○宇都宮委員

152ページのがけ崩れ防災対策事業についてちょっと御説明いただきたいんですけども県補助金と市単独という御説明をいただいたと思うんですけど、どういう違いがあるんですか。

#### ○三瀬建設課長

ただいまご質問いただきましたがけ崩れ防災対策事業でございますが、県の補助対象に乗るか乗らないかについては、直高で5メートル以上の自然がけが対象となっております。しかしながら現状では自宅の裏が危ないんやがいう問い合わせがあった中で、県の基準に満たない5メートルにちょっと足りない分については、市単独ということで3メートルを超えて5メートル未満の分については市の単独事業で対応をさせてもらっております。なお県の補助がついた分については、受益者が10%、市単独についてはほかに県とか国とかの補助がつかないということで、それと基準に満たないということでありますので、申しわけないんですけど、受益者負

担は2割ということにさせてもらっておるところでございます。今回予算要求させてもらってるのが、県単が3件、そして市単独が4件ということでございます。

(委員長交代)

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算」(建設課所管分)について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

散会を告げる。

(散会 午前11時36分)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長